

中小企業診断士の更新登録に関する理論政策更新研修機関の追加登録について

平成20年11月4日
経済産業省
中小企業庁

中小企業診断士（経済産業大臣が登録する中小企業者に適切な経営の診断及び経営に関する助言する者）の更新登録の要件に関する「診断又は助言に関する専門知識の補充のための研修」を行う機関として、現在までに、社団法人中小企業診断協会、株式会社実践クオリティシステムズ及び株式会社経営教育総合研究所の3機関を登録してきたところ。

今般、新たに株式会社あきない総合研究所を理論政策更新研修機関に追加登録したものである。

1．追加登録する機関

株式会社あきない総合研究所（電話：03-5777-0022）
<http://www.akinaisouken.jp/#topmenu>
（ただし、研修の実施は平成21年4月以降を予定。）

2．既登録機関（登録順）

社団法人中小企業診断協会（電話：03-3563-0851）
<http://www.j-smeca.jp/>

株式会社実践クオリティシステムズ（電話：048-985-8255）
<http://www.jqs.jp/>

株式会社経営教育総合研究所（電話：03-3221-7610）
<http://www.keieikyouiku.co.jp/index.php>

（お問い合わせ先）

中小企業庁経営支援課

中小企業診断士担当

電話：03-3501-1763